

第1章 計画策定の背景と趣旨等

I 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く環境は深刻な状況となっています。このため、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取り組みや政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務となっています。

本市では、すべての子どもに良質な生育環境を保証するとともに、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行うため、平成27年3月に、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度からの5年間の第1期とする「函館市子ども・子育て支援事業計画」を次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」と一体的に策定しました。

また、平成28年4月には、「函館市子ども条例」が施行され、子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長し、発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを目的とし、子どもの支援と子育ての支援に関し、市の責務、保護者・学校等・地域住民・事業者の役割を明らかにしました。

令和2年3月には、「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」を「市町村行動計画」と一体的に策定するとともに、「函館市子ども条例」に基づき、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画として位置付け、さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付け、本市における子ども・子育て支援の一層の推進を図りました。

こうしたなか、国においては、令和5年4月に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。こども大綱では、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」を目指しています。

本市においては、こども基本法第10条において、市町村は「こども大綱」および「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」を策定する努力義務が課されていることから、こども大綱や函館市子ども条例などの目的を踏まえ、すべての子ども・若者が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざし、「函館市こども計画」（令和7年度～令和11年度）を策定しました。

Ⅱ 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」および子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体のものとして策定しています。なお、「函館市子ども条例」に基づく、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画としても位置付けています。

また、その推進にあたっては、将来を見据え、本市のまちづくりを総合的かつ体系的に進めるための「函館市総合計画基本構想」を踏まえ、「第3期函館市活性化総合戦略」など他の諸計画との整合・連携を図っていきます。

Ⅲ 計画の期間

令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間

Ⅳ 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「函館市子ども会議」など、子ども・若者からの意見聴取により、こども施策への反映に努めたほか、「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」や「函館市ヤングケアラーに関する実態調査」などの各種調査結果の活用や関係部局間の協議等により、各種事業の現状と課題を把握するとともに、日頃からこども施策に深く関わる立場にある、学識経験者、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（こども施策に関する事業に従事する者）および一般公募による市民からなる「函館市子ども・子育て会議」を設置し、計画への意見反映に努めました。